

吳市齋場次期事業

事業者選定基準

令和7年5月

吳市

もくじ

1	事業者選定基準の位置付け	1
2	選定の手順	1
	(1) 参加資格確認	1
	(2) 提案確認	1
	(3) 最優秀提案者の選定	2
	(4) 総合評価点の算定	2
	(5) 優先交渉権者の決定	2

1 事業者選定基準の位置付け

呉市斎場次期事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集及び選定に当たり、要求水準との適合性並びに実施体制等の各面からの提案書の内容及び提案価格を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

「呉市斎場次期事業 事業者選定基準」（以下「本選定基準」という。）は、本事業に参加表明しようとする者を対象に公表する「呉市斎場次期事業 実施要領」（以下「実施要領」という。）と一体のものである。

本選定基準は、本市が、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するに当たって、参加資格者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法および基準等を示すものである。

2 選定の手順

本事業における最優秀提案者の選定は、図1に示す手順で実施する。

（1）参加資格確認

本市は、参加表明者が提出した参加資格確認申請書により、実施要領において示す参加資格者の備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしているか確認する。なお、期限までに参加資格確認申請書を提出しない者及び参加資格を満たしていない場合は失格とする。

（2）提案確認

ア 基礎確認

本市は、参加資格の確認を受けた参加表明者が提出した提案書に記載された内容について、実施要領において示す指示等を満たしているか確認する。なお、実施要領等において示す指示等を明らかに満たしていない達成していないと認められる場合は失格とする。

イ 価格確認

本市は、価格提案書に記載された提案金額が提案限度額を超えてないことを確認する。

この結果、提案金額が提案限度額を超える場合は失格とする。

提案限度額は次のとおりである。

提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）	5,500,000,000 円 (ただし、物価変動の影響額は別途措置する。)
-----------------------	---

ウ 価格評価点の算出

本市は、提案金額について、下記に示す価格の点数化方法に従って価格評価点を算出する。

価格の点数化方法

価格の評価については、提案金額を次の方法で点数化する。

価格評価点 = 価格評価の配点（30点）×（最低提案金額／当該提案金額）

※ 小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位以上を価格評価点とする。

(3) 最優秀提案者の選定

ア 本市が設置した「呉市斎場次期事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）は、4頁、5頁の表【評価項目、評価の視点と配点】に基づき、5段階により示す次表【定性的評価基準】により提案書の定性的評価における点数を合計し、定性的評価点を算出する。

【定性的評価基準】

区分	評価基準	採点
A	特に優れている。	配点×1.0
B	AとCの中間程度である。	配点×0.8
C	優れている。	配点×0.6
D	CとEの中間程度である。	配点×0.4
E	優れている点が認められない。(要求水準を満たす程度)	配点×0.2

イ 定性的評価点数の平均値を、定性的評価点として採用する。平均値は小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとする。

定性的評価点の満点は70点とし、定性的評価点が6割に満たない場合は失格とする。

(4) 総合評価点の算定

ア 定性的評価における定性的評価点及び提案金額における価格評価点を、下記に示す総合評価点の算出方法によって合計し、総合評価点を算出する。

総合評価点の算出方法

総合評価点は、次の方法で算出する。

$$\text{総合評価点 (100点)} = \text{提案書の定性的評価点 (70点)} + \text{提案価格の価格評価点 (30点)}$$

イ 最も高い提案を行った参加資格者を最優秀提案者として選定する。ただし、最優秀提案者が2以上ある場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより最優秀提案者を選定する。

(5) 優先交渉権者の決定

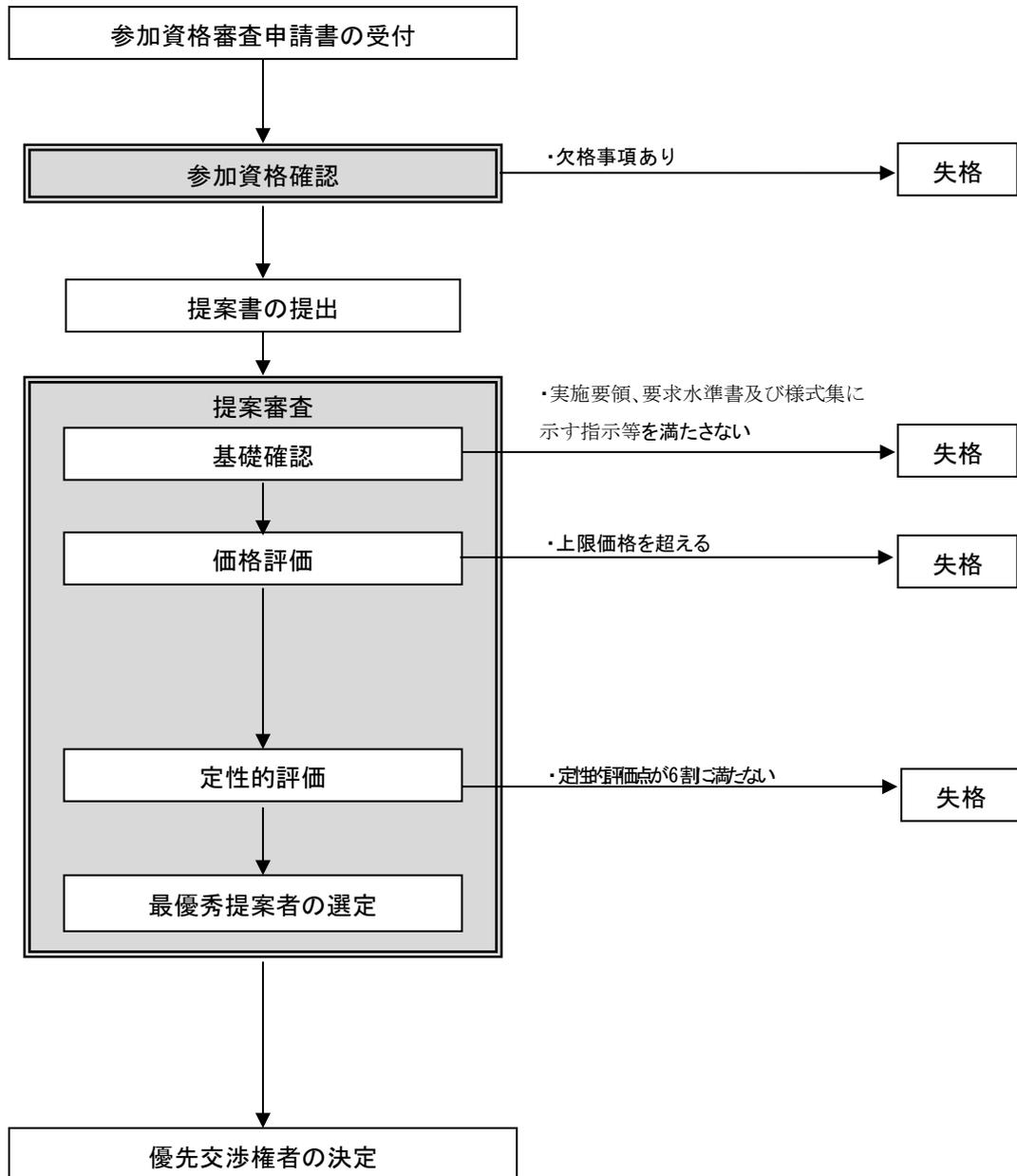
ア 本市は、事業者選定委員会の評価結果を踏まえ、最優秀提案を行った参加資格者を優先交渉権者として決定し、その結果を参加資格者の代表企業に通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

本市は、優先交渉権者との契約に向けた協議、あるいは契約が成立しなかった場合は、総合評価点の第2順位の参加資格者を次点交渉権者とし、契約に向けた協議を行うものとする。

なお、次点交渉権者の総合評価点が同一の場合は、最優秀提案者の選定を定める場合に従うものとする。

イ 本市は、参加者が1者のみの場合であっても評価を実施し、総合評価点が6割以上の場合、優先交渉権者として決定を行う。

図1 優先交渉権者の決定



【評価項目、評価の視点と配点】

評価項目	評価の視点	配点
1 事業実施に関する事項		15 点
(1) 取組方針・実施体制		6 点
取組方針、実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的および基本方針を踏まえた取組方針について、適切に示されているか。 ・構成員、協力企業の役割・関係性等、事業実施に関する適切な体制が提案されているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	
(2) リスク対応		3 点
リスク管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の特性を踏まえたリスクの認識および対応策（管理体制、保険付保等）について、適切かつ具体的な提案が示されているか。 ・事故及びトラブル防止、大規模災害の発生時等リスクが顕在化した場合の具体的な対応策について、適切な提案が示されているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	
(3) 地域貢献		3 点
地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の活用や地域の人材雇用など、地域経済の振興に資する具体的な取組が提案されているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	
(4) モニタリング		3 点
自主モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ効果的なモニタリングの実施方法が提案されているか。 ・モニタリングの結果をサービス水準の向上に生かす具体的な取り組みが提案されているか。 ・その他特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	
2 維持管理業務に関する事項		26 点
(1) 実施体制		6 点
維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担と責任の所在が明確な維持管理体制が提案されているか。 ・維持管理業務の配置人数や経験及び資格等を有する人材の確保について、適切かつ具体的な提案が示されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	
(2) 維持管理計画		20 点
施設及び設備性能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建築設備の保守管理について、良好な施設水準を保つための具体的な提案が示されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	3 点
火葬炉設備の性能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・排気ガス基準値等の要求性能を長期的に維持する具体的な方策が計画されているか。 ・火葬炉の不具合や故障時の対応について、火葬の継続や原因究明及び復旧等について具体的な提案が示されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	6 点
ライフサイクルコストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、建築設備及び火葬炉設備の長期的なライフサイクルコストの縮減につながる具体的かつ妥当性のある提案が示されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	4 点
長期修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模修繕を含む、事業期間後までを考慮した長期修繕計画について、具体的かつ妥当性のある提案が示されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	3 点
改修の斎場運営への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画に基づく修繕や火葬炉改修等の施工期間中における斎場利用者への安全性及び利便性の配慮が適切か。 ・火葬炉の全面改修の実施時期設定が適切か、また、改修中の火葬受付件数が著しく減少することのないよう、適切な改修計画となっているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	4 点

3 運営業務に関する事項		26 点
(1) 実施体制		6 点
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担と責任の所在が明確な運営体制が提案されているか。 ・運営業務の配置人数や経験及び資格等を有する人材の確保について、適切かつ具体的な提案が示されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	
(2) 運営計画		20 点
事業開始対応	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に事業を開始し、開始当初から適切な運営サービスレベルが確保できるよう、適切な稼働準備が計画されているか。 	3 点
火葬タイムスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に運営可能なタイムスケジュールが提案され、火葬件数の増減への対応が提案されているか。 ・停電時でも自家発電により一定期間は火葬できる施設として提案されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	6 点
運営水準の維持及び向上	<ul style="list-style-type: none"> ・会葬者等の施設利用者が快適に利用できるよう、感情に配慮しながら、ホスピタリティにあふれたサービスを提供するための工夫が提案されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	6 点
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーや再生エネルギーへの取り組みなど、環境に配慮した取り組みが提案されているか。 ・エネルギー等使用量の削減に努める計画となっており、創意工夫や具体的な対策等が示されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	5 点
4 事業期間終了時の引継ぎに関する事項		3 点
事業の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間終了に当たっての検査を含めて、事業期間終了時に本施設及び備品について、要求水準書で示した性能及び機能を発揮でき、損傷が無い状態で本市へ引継げるよう計画されているか。 ・事業期間終了後、次の事業者へ円滑に業務や書類を引継ぐための具体的かつ効果的な方策が提案されているか。 ・その他、特筆すべき点、優れた点が見られるか。 	3 点